

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
29年 第4号	29.3.6	<p>障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を内閣総理大臣等に提出することを求める請願</p> <p>【請願趣旨】          障害者の権利保障・人権保障の課題は、「国際障害者年」「国連・障害者の10年」などの国際的な動きが高まり、2006年12月には国連において、「障害者権利条約」が採択された。日本も障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立など、国内法の整備を行い、2014年1月「障害者の権利に関する条約」を批准した。条約には、第19条（a）「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では、「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとされている。</p> <p>しかしながら、「暮らしの場」はいまだ障害児者とその家族が安心して生活できるものにはなっていない。そのことは、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会が2014年度に行った「障害者の介護者の健康に関する実態調査」で多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中での生活が続いている実態が明らかになり、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に求めている。</p> <p>ついては、障害児者と家族が地域で安心して暮らすことができるように社会資源の充実を図るために、下記請願事項の実現をお願いします。</p>	<p>障害者の生活と権利を守る茨城県連絡協議会          会長 大山 敏治</p>	<p>山 中 たい子          江 尻 加 那          上 野 高 志</p>	保健福祉	不採択

		<p><b>【請願事項】</b></p> <p>以下の3項目について、地方自治法第99条の規定による意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。</li><li>2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。</li><li>3 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施設の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。</li></ol> <p>&lt;提出先&gt;</p> <p>衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，厚生労働大臣，内閣官房長官</p>				
--	--	--	--	--	--	--